

第31期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

社外取締役の独立性の判断基準 会社の新株予約権等に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

連結持分変動計算書

連結計算書類の注記

株主資本等変動計算書

計算書類の注記

第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

株式会社トリドールホールディングス

第31期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.toridoll.com/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

社外取締役の独立性の判断基準

東京証券取引所および会社法が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性判断基準を以下に定める要件をみたしたものと定義しております。

なお、当社は社外取締役梅木利泰、梅田浩章および片岡牧を独立役員に指定しております。

(a) 業務執行者

- 1) 当社または当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役または使用人（以下「業務執行者」という。）でなく、かつ、その就任前10年間ににおいても業務執行者でなかったこと。
- 2) その就任の前10年間ににおいて当社グループの取締役または監査役であった者（業務執行者であったものを除く。）については、当該取締役または監査役の就任前10年間ににおいて業務執行者でなかったこと。

(b) 大株主

- 1) 当社の大株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有するものをいう。以下同じ。）若しくはその業務執行者または当社の大株主の連結子会社の業務執行者でないこと。
- 2) 当社が大株主である法人、組合等の団体の業務執行者でないこと。

(c) 借入先

当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%を超える金額の借入先をいう。）の業務執行者ではないこと。

(d) 取引先

- 1) 当社の主要な取引先（年間取引額が当社の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。
- 2) 当社を主要な取引先とするもの（年間取引額が当該取引先の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。

(e) 会計監査人

当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。

(f) 弁護士、コンサルタント等

当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、司法書士、弁理士その他の専門家またはコンサルタント等（法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと。

(g) 経歴

就任前3年間ににおいて、(b)から(f)までのいずれかに該当していないこと。

(h) 親族

(a)から(g)までのいずれかに掲げる者（役員、部長、パートナー、アソシエイト等の重要な者に限る。）の配偶者および二親等以内の親族でないこと。

(i) 寄付

当社より年間1,000万円を超える寄付金を受領しているものまたはその業務執行者でないこと。

(j) 相互就任関係

当社との間で取締役、執行役または監査役を相互に派遣している関係でないこと。

(k) 利益相反

(a)から(j)に定めるほか、当社グループと利益相反の生ずるおそれがないこと。

会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している新株予約権等の状況

2012年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき140,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年6月28日から2022年6月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

(2021年3月31日現在)

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	80個	普通株式 16,000株	1名
取締役(監査等委員)	15個	普通株式 3,000株	1名

(注) 2020年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、上記新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整されております。

2015年6月26日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき195,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2018年6月26日から2025年6月25日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

(2021年3月31日現在)

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	80個	普通株式 16,000株	1名
取締役(監査等委員)	15個	普通株式 3,000株	1名

(注) 2020年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、上記新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整されております。

2018年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき256,600円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - 3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - 4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - 5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2021年6月28日から2028年6月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

(2021年3月31日現在)

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	150個	普通株式 30,000株	2名
取締役(監査等委員)	45個	普通株式 9,000株	3名

(注) 2020年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、上記新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整されております。

2 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制について、当社取締役会で決議している内容の概要および当該体制の運用状況の概要は、それぞれ次のとおりであります。

【取締役会決議の内容の概要】

(1) 職務執行の基本方針

当社グループ（当社および当社子会社をいう。）は、次の経営理念を掲げ、すべての取締役および使用人（一般従業員、契約社員、嘱託社員、パートナー社員、エリア社員、地域限定社員、店舗限定社員、ジュニア社員、派遣社員その他当社グループの業務に従事するすべての者をいう。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【経営理念】 Finding New Value. Simply For Your Pleasure.

当社グループは、この経営理念に基づき、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが経営上の重要な責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定める。また、今後とも内外環境の変化等に応じ、柔軟にこれを見直し、有効かつ適切な構築および運用に努める。

(2) 内部統制システムに関する基本方針

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社の取締役会は、原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および取締役会規程その他の社内規程に従い重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - b 当社の監査等委員会は、独立した立場で業務執行取締役の職務の執行を監査する。
 - c 当社は、代表取締役社長に直属する部門として、内部監査室を設置する。内部監査室は、当社グループの内部統制の適切性および有効性を経営方針に照らして、独立した立場で検証および評価し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に資する。
 - d 当社グループの取締役および使用人は、『企業倫理憲章』および『トリドール行動基準』を基に行動し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
 - e コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従って当社グループにおけるコンプライアンス上の課題を協議するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定、推進する。
 - f 当社は、法令および定款等に違反する行為を当社グループの取締役および使用人が発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
 - g 当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a 当社の取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
 - b 当社の監査等委員会が求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、いつでも当該文書を閲覧に供する。
 - c 当社の取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社は、当社グループの平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
 - b 当社は、当社グループのリスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
 - c 当社は、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧および再発防止のためのグループ全体の危機管理体制を整備する。
 - d 当社は、各部門、各店舗および各子会社において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに当社の担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
 - e 当社は、食品を扱う企業として食品の衛生管理は何よりも優先される事項と認識し、食品安全管理規程を定め、食品安全管理部の指示の下で平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは危機管理規程に従い直ちに適切な対応を行う。
- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は、当社グループの中長期経営計画を策定し、グループ全体の経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
 - b 当社グループの各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、当社の事業部門別および各子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
 - c 当社の取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
 - d 当社は、日常の業務遂行に際しては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、執行役員規程等に基づき権限の委譲を行い、また当社子会社の取締役会等で定期的に業務方針を共有することで、当社グループの各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社は、子会社管理の主管部門を関係会社管理規程で定め、当社グループの中長期経営計画のもと、各子会社の自主的かつ機動的な運営を尊重しつつグループ全体で緊密な連携を保持することにより、企業集団としての事業発展および経営効率の向上を図る。
 - b 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の重要事項につき事前協議および承認を義務付けるとともに、子会社の取締役から子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項につき定期的に報告を受ける。
 - c 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務は、当社の法務コンプライアンス部の使用人がこれを補助する。
- ⑦ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査等委員会の職務を補助する法務コンプライアンス部の使用人の任命、異動および評価については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - b 同使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっては監査等委員会の指示事項を優先して処理する。

- ⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- a 監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
 - b 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあることを発見したときは、監査等委員会に速やかに報告する。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該請求に係る費用または債務が当該職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、当社子会社の監査役（またはこれらに相当する者）、内部監査室長または会計監査人とも情報交換を行い充分なコミュニケーションを図る。
 - c 監査等委員会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および監査等委員会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。

【運用状況の概要】

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 取締役会は当期19回開催し、重要な業務執行を決定するとともに取締役から職務の執行の状況につき報告を受けました。また、監査等委員会は当期14回開催し、業務執行取締役の職務の執行を監査しました。
- 内部監査室は、期初に決定した監査の方針および計画に従って監査を行い、改善提案を関係部署にフィードバックするとともに、取締役に結果を報告しています。また、内部通報窓口として内部通報を受け付け、適切に対応しました。
- コンプライアンス委員会は当期2回開催し、社外取締役3名も参加してグループ全体の懸念事項を整理し、採るべき対応策を協議、決定しました。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会その他の重要な会議では、適切に議事録を作成、保管しております。また、開示すべき情報については、機関決定があり次第、適時に開示しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスクマネジメント委員会は当期4回開催し、社外取締役3名も参加してグループ全体のリスクを評価検討し、課題や対応策を協議、決定しました。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、期初に中期経営計画を策定し、またこれにリンクした予算を策定するとともに、期中で予算および業績を管理し、適切な対策を講じています。
取締役会開催にあたっては、開催日の3営業日前に発せられる招集通知に議題を合わせて記載するとともに、各議案に係る資料を遅くとも1営業日前の営業時間中には配布するようにしております。
- ⑤ 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社子会社と定期的に会議を開催し、子会社の重要事項につき適宜報告を受けています。
内部監査室は、必要な範囲で子会社の内部監査を実施しました。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の事務局を法務コンプライアンス部に設置し、監査等委員会の職務の補助にあたらせています。
- ⑦ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する法務コンプライアンス部の使用人の異動および評価については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っております。
- ⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
監査等委員は、監査等委員会、取締役会その他の重要な会議を通じ、業務執行取締役、部門長等から重要事項の報告を受けています。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことは、社内で周知しております。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員からその職務の執行について費用の償還等の請求を受けた際には、速やかに当該費用を処理しております。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員3名は、当期取締役会およびリスクマネジメント委員会に出席し、意見を述べました。
また、業務執行取締役と定期的に会合をもって意見交換を行ったほか、内部監査室長および会計監査人とも定期的に情報交換を行いました。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他資本性 金融商品	利益剰余金	自己株式
当期首残高	4,159	3,848	10,847	29,503	△2,124
当期変動額					
当期損失(△)				△5,456	
その他の包括利益					
当期包括利益合計	—	—	—	△5,456	—
新株の発行 (新株予約権の行使)	47	47			
株式報酬取引	2	2			
自己株式の処分		△0			1,098
配当				△533	
その他資本性金 融商品の所有者 に対する分配の 支払額				△387	
支配継続子会社に 対する持分変動		△1,184			
その他		△364		5	
所有者との 取引額等合計	48	△1,500	—	△915	1,098
当期末残高	4,208	2,348	10,847	23,131	△1,026

	親会社の所有者に帰属する持分			合 計	非 支 配 分	資本合計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素		合 計			
	在外営業活 動体の換 算 差	新 予 約 株 権				
当 期 首 残 高	△1,224	418	△806	45,427	1,138	46,565
当 期 変 動 額						
当期損失（△）			－	△5,456	37	△5,419
その他の包括利益	755		755	755	19	774
当期包括利益合計	755	－	755	△4,702	57	△4,645
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		△23	△23	70		70
株 式 報 酬 取 引		83	83	86		86
自己株式の処分			－	1,098		1,098
配 当			－	△533	△51	△585
その他資本性金 融商品の所有者 に対する分配の 支 払 額			－	△387		△387
支配継続子会社に 対する持分変動	△50		△50	△1,234	△665	△1,899
そ の 他		△5	△5	△364		△364
所 有 者 と の 取 引 額 等 合 計	△50	55	5	△1,264	△716	△1,980
当 期 末 残 高	△519	473	△46	39,461	478	39,940

【 連結計算書類の注記 】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数…………… 59社

主要な連結子会社の名称…… 東利多控股有限公司
台湾東利多股份有限公司
株式会社丸亀製麺
MARUGAME UDON USA, LLC
株式会社アクティブソース
株式会社ZUND
Tam Jai International Co.Limited
株式会社ソノコ
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.
株式会社TGF
TORIDOLL DINING CORPORATION
MC GROUP PTE.LTD.
その他47社

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した共同支配企業および関連会社（以下「共同支配企業等」といいます。）の数および主要な共同支配企業等の名称

持分法を適用した共同支配企業等の数…………… 41社

持分法を適用した主要な共同支配企業等の名称… UTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHD
BOAT NOODLE SDN BHD
SHORYU HOLDINGS LIMITED
Beyond Restaurant Group, LLC
その他37社

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

連結計算書類には、他の株主との関係等により決算日を当社の決算日に統一することが実務上不可能であるため、当社の決算日と異なる日を決算日とする持分法適用会社に対する投資が含まれております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか小さい額で測定しております。棚卸資産の取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

③ 無形資産及びのれん

無形資産は、原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

(i) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(ii) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

④ 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれんおよび耐用年数を確定できない、又は、未だ使用可能でない無形資産については、每期、さらに減損の兆候を識別した場合には都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループとしております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位へ配分しております。のれんが配分される資金生成単位については、のれんを内部管理目的で監視している最小単位となるように設定しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に超過差額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日毎に、減損損失の戻入れの兆候の有無を評価しております。減損損失の戻入れの兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れております。

なお、共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識していないため、個別に減損テストを実施しておりません。ただし、共同支配企業に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストの対象としております。

⑤金融商品

非デリバティブ金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合又は金融資産からのキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡する取引において当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、当該金融資産の認識を中止しております。

(i)償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2つの要件を両方満たす場合、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有すること
- ・金融資産の契約条項が、特定された日に元本および利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせること

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。また、当初認識後は、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を認識しております。

当社グループは、償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識します。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識します。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識します。

(ii)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得又は損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

非デリバティブ金融負債

金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、すなわち、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。非デリバティブ金融負債は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を控除して測定しております。また、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法に基づき算定した公正価値を金融負債として認識するとともに非支配株主持分との差額を資本剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金に認識しております。

(2) 重要な減価償却資産・償却資産の減価償却・償却の方法

(i) 有形固定資産

有形固定資産項目は、その資産が使用可能となった日から、減価償却しております。減価償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて認識しております。有形固定資産の見積耐用年数は、予想される使用量、物理的自然減耗、技術的又は経済的陳腐化等を総合的に勘案して見積っております。事業用定期借地契約に係る借地上的の建物については、残存価額を零とし、契約残存年数を基準とした定額法によっております。なお、土地は償却しておりません。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～35年
- ・工具、器具及び備品 3～20年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(ii) 無形資産

償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

無形資産の償却は、その資産が使用可能となった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて認識しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・フランチャイズ契約 5年～9年
- ・顧客関連資産 10年

償却方法、耐用年数および残存価額は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

(iii) リース

リースの開始日において使用権資産およびリース負債を認識しており、使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去および原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用権資産の当初認識後、リースの開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法で減価償却しております。リース料は、利息法に基づき、金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。金融費用は連結純損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。なお、短期リースおよび少額資産のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法で費用認識しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

①外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。貨幣性項目にかかる為替差損益は、期首における機能通貨建ての償却原価に当期中の実効金利および支払いを調整した金額と、期末日の為替レートで換算した外貨建償却原価との差額であります。外貨建取得原価により測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しております。

②在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。

在外営業活動体の一部又はそのすべてが処分される場合には、在外営業活動体の換算差額は、処分にかかる損益の一部として純損益に振り替えております。

(5) 収益の認識基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、国内及び海外における飲食事業等を行っております。当社グループのサービス提供は顧客からの注文に基づく料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務は充足されると判断して、収益を認識しております。

顧客への料理の提供と同時に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

(6) 政府補助金の処理に関する会計方針

当連結会計年度においては政府補助金の適用があり、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られたときにその他の営業収益で認識しております。当連結会計年度において、その他の営業収益で認識した政府補助金は、3,240百万円であります。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用…連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) IFRS第16号「リース」の改訂の適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRS第16号「リース」の改訂（「COVID-19に関連した賃料減免」）（2020年5月公表、2021年3月修正）を早期適用しております。

本改訂は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の直接的な結果として賃料減免を受けたリースの借手に対して、簡便的な会計処理を選択することを認めるものであります。

本改訂によれば、新型コロナウイルス感染症に関連する賃料減免のうち所定の条件を満たすものについて、これがIFRS第16号において規定される「リースの条件変更」に該当するか否かにかかる評価を行わなくてもよいとする実務上の便法を借手が選択できるものとされております。

当社グループは、上記の要件を満たす賃料減免について本便法を適用しております。

また、本便法の適用により当連結会計年度において、税引前損失が315百万円減少しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- ①会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	31,955百万円
使用権資産	78,110百万円
無形資産及びのれん	40,258百万円
繰延税金資産	7,778百万円
繰延税金負債	1,383百万円

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

有形固定資産、使用権資産、無形資産及びのれんにつきましては、連結計算書類の注記（4. 会計処理基準に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法（4）非金融資産の減損）に記載しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、2021年4月に再び日本政府による緊急事態宣言及び自治体からの休業要請及び営業時間短縮要請が発出されたことにより、これらに則った店舗運営に切り替えております。加えて、海外の各国においても同様にコロナ禍の影響を受けておりますが、同感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取組等を参考に見直しを行った結果、2022年3月期にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除された貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	200百万円
その他の金融資産	2,383百万円
2. 資産に係る減価償却累計額 66,902百万円
3. 担保提供資産 定期預金 30百万円
 定期預金30百万円は長期借入金346百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金90百万円）の担保に供しているものであります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
 普通株式 87,221,952株
 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	533	12.50	2020年3月31日	2020年6月12日

当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 1株当たり配当額は株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	389	4.50	2021年3月31日	2021年6月15日

当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数
 普通株式 731,000株

4. その他資本性金融商品

成長投資資金および既存事業の継続的成長のための投資資金として、2019年11月に、永久劣後特約付ローン（以下、本劣後ローン）による資金調達を実行しました。

本劣後ローンは、国際会計基準（IFRS）における資本性金融商品に分類されるため、資本区分において10,847百万円（取引費用153百万円控除後）をその他資本性金融商品として計上しております。

なお、当連結会計年度末における本劣後ローン経過利息のうち、支払が確定していないため、その他資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない金額は、348百万円であります。

本劣後ローンの概要

- ①借入契約金額 110億円
- ②適用利率 6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。但し、2024年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。
- ③利息支払に関する条項 利息支払の任意繰延が可能。
- ④弁済期日 期限の定めなし。但し、2020年11月の利息支払日（同日を含む。）以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。
- ⑤劣後特約 本劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融リスク管理の概要は、以下のとおりであります。

当社グループの金融商品に対する取組みは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

当社グループは、金融商品にかかる以下のリスクを負っています。

- ・信用リスク ((3) 参照)
- ・流動性リスク ((4) 参照)
- ・金利リスク ((5) 参照)

(2) リスク管理フレームワーク

当社グループのリスク管理フレームワークの確立および監督については、取締役会が全責任を負っております。取締役会は、当社グループのリスク管理方針を策定し監視する責任を負う、リスクマネジメント委員会を設立しております。当該委員会は、その活動について定期的に取締役会に報告しております。

当社グループのリスク管理方針は、当社グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限およびコントロールを決定し、また、リスクとその上限の遵守を監視するように策定されております。当社グループは、市場の状況および当社グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針およびシステムを定期的に見直しております。当社グループは、研修、管理基準およびその手続きを通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解する、統制のとれた建設的なコントロール環境を発展させることを目標としております。

当社グループの監査等委員会は、当社グループのリスク管理方針および手続きの遵守状況を経営陣がどのように監視しているかを監督し、当社グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしております。当社グループの監査等委員会は、監督を遂行するにあたって内部監査からの支援を受けております。内部監査は、リスク管理コントロールおよび手続きの定期的および臨時のレビューを行い、その結果を監査等委員会に報告しております。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、顧客、又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことが出来なかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客および店舗の賃貸人からの債権から生じます。

当社の営業債権、敷金・保証金及び建設協力金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき総務部を主管部門とし、主な取引先の信用状況について、定期的に把握する体制をとっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じた管理を行っております。

(4) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。

当社グループは、営業債務や借入金について適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(5) 金利リスク

当社グループは出店のための資金を主に銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によるリース負債によって賄っております。

現在は、主に、固定金利の長期借入金により資金を調達しているため、短期的な金利の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値および帳簿価額

金融資産・負債の公正価値および連結財政状態計算書に示された帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
償却原価で測定する金融資産			
現金及び現金同等物	24,969	24,969	—
営業債権及びその他の債権	5,497	5,497	—
その他の金融資産	12,933	13,705	772
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
その他の金融資産	773	773	—
償却原価で測定する金融負債			
営業債務及びその他の債務	12,232	12,232	—
短期借入金	7,022	7,022	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	55,269	54,956	△313

(2) 公正価値を算定する際に適用した方法

① 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② その他の金融資産

償却原価で測定する金融資産は、主として、敷金及び保証金、建設協力金、長期貸付金により構成されており、これらの時価について、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場有価証券により構成されており、報告期間末に入手可能なデータ等を勘案し公正価値を算定しております。

③ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の金融資産は、非上場有価証券により構成されており、報告期間末に入手可能なデータ等を勘案し公正価値を算定しております。

④ 営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(減損損失に関する注記)

有形固定資産および使用権資産

当社グループは当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗について、有形固定資産4,080百万円、使用権資産2,334百万円の減損損失を認識しました。当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産グルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗については、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.52%から16.74%の割引率で割引いて算定しております。

無形資産

当社グループは、当連結会計年度において、連結子会社に係る無形資産を回収可能価額まで減額し、その結果、260百万円の減損損失を認識しました。

当該無形資産の回収可能価額は売却費用控除後の公正価値により測定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 456円92銭

(2) 基本的1株当たり当期損失 67円71銭

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

「基本的1株当たり当期損失」は、「親会社の所有者に帰属する当期損失」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(コミットメントラインおよび当座貸越契約の締結)

(1) 目的

当社は、2021年5月14日の取締役会にて今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事業環境の不確実性を鑑み、運転資金の確保および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン90億円および当座貸越90億円、合計短期借入枠180億円の契約を延長することを決議しました。

(2) コミットメントラインおよび当座貸越契約の概要

	コミットメントライン契約	当座貸越契約
①組成総額（極度総額）	9,000百万円	9,000百万円
②契約延長日	2021年5月25日	
③契約期間	1年間	
④金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行	

(3) 財務制限条項

上記コミットメントライン及び当座貸越契約には以下の①及び②の財務制限条項が付されています。

①資本の維持

2021年3月期決算における連結財政状態計算書の資本の金額の50%以上に維持すること。

②営業利益及び税引後当期利益の維持

連結純損益計算書における営業利益及び税引後当期利益が、2021年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(4) コミットメントライン及び当座貸越契約の未使用の借入枠

契約延長日における未使用の借入枠はコミットメントライン契約が9,000百万円、当座貸越契約が6,000百万円であります。

(注)連結計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	資本剰余 金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4, 181	4, 239	4, 239	8	13, 379	15, 066	28, 453	△2, 115	34, 758
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	47	47	47						93
剰 余 金 の 配 当						△533	△533		△533
当 期 純 利 益						3, 901	3, 901		3, 901
自己株式の処分						△53	△53	1, 097	1, 044
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	47	47	47	－	－	3, 315	3, 315	1, 097	4, 506
当 期 末 残 高	4, 228	4, 285	4, 285	8	13, 379	18, 381	31, 767	△1, 018	39, 263

	新 株 予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	418	35,176
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		93
剰 余 金 の 配 当		△533
当 期 純 利 益		3,901
自己株式の処分		1,044
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	55	55
当 期 変 動 額 合 計	55	4,560
当 期 末 残 高	473	39,736

【 計算書類の注記 】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 原材料……………最終仕入原価法

(2) 貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

無形固定資産……………ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計上の見積りに関する注記）

①会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産 26,487百万円
関係会社株式 53,092百万円
繰延税金資産 5,125百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

有形固定資産及び繰延税金資産につきましては、連結計算書類の注記「4. 会計処理基準に関する事項（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関係会社株式の認識は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しております。実質価額については将来事業計画をもとに見積もる場合もあります。当該見積りは、外食市場環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において関係会社株式の減損損失が生じる可能性があります。

なお、当社グループは、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、2021年4月に再び日本政府による緊急事態宣言及び自治体からの休業要請及び営業時間短縮要請が発出されたことにより、これらに則った店舗運営に切り替えております。加えて、海外の各国においても同様にコロナ禍の影響を受けておりますが、同感染症に関する情報、政府及び各自治体における各種取組等を参考に見直しを行った結果、2022年3月期にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

（表示方法の変更に関する注記）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当会計年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	34,283百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	10,047百万円
長期金銭債権	8,208百万円
短期金銭債務	1,829百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	74,317百万円
販売費及び一般管理費	1,017百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,073百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当会計年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	858,344株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	13百万円
減価償却費	664百万円
減損損失	1,908百万円
資産除去債務	1,044百万円
リース資産	588百万円
未払金	223百万円
貸倒引当金	1,112百万円
子会社株式評価損	1,157百万円
投資有価証券評価損	126百万円
未払事業税	11百万円
その他	240百万円
繰延税金資産小計	7,085百万円
評価性引当額	△1,055百万円
繰延税金資産合計	6,030百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	463百万円
リース債務	434百万円
その他	8百万円
繰延税金負債合計	905百万円
繰延税金資産の純額	5,125百万円

(注) 繰延税金資産および繰延税金負債の純額は、貸借対照表の「固定資産」の「繰延税金資産」に計上しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 トリドール ジャパン	直接 100%	役員の兼任 債務被保証	店舗管理および事務委託等 (注1)	10,193	営業 未収入金	859
				当社の金融機 関借入金に対 する債務被保 証 (注4)	(注5)	—	—
子会社	株式会社丸亀製麺	直接 100%	役員の兼任 資金の援助 債務被保証	店舗管理および事務委託等 (注1)	62,474	営業 未収入金	6,455
				資金の貸付 (注2)	1,950	短期 貸付金	950
				当社の金融機 関借入金に対 する債務被保 証 (注4)	(注5)	—	—
子会社	株式会社ソノコ	直接 100%	資金の援助	資金の返済	1,051	長期 貸付金	300
子会社	株式会社 肉のヤマキ商店	直接 100%	役員の兼任 債務被保証	当社の金融機 関借入金に対 する債務被保 証 (注4)	(注5)	—	—
子会社	TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC	間接 100%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	—	長期 貸付金	3,080
関連 会社	株式会社 Fast Beauty	直接 48.0%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	60	長期 貸付金 (注3)	1,797

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 「親子間基本契約」に基づき、発生した実費に手数料を加えて請求しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

(注3) 株式会社Fast Beautyへの長期貸付金に対し、1,228百万円の貸倒引当金を計上しております。

(注4) 当社は、金融機関借入に対して各社より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注5) 債務保証の額は、3社合計で31,324百万円であります。

(減損損失に関する注記)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 (百万円)
店舗用設備等 (国内227店舗)	建物、構築物、 工具、器具及び備品、 リース資産	和歌山県和歌山市 他	4,228

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗については、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該店舗の資産グループの減損損失の内訳は、建物3,540百万円、構築物62百万円、工具、器具及び備品605百万円、リース資産21百万円であります。

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.52%で割引いて算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 454円62銭

2. 1株当たり当期純利益金額 45円22銭

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類の注記(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。